

証券コード 2321
2022年6月7日

株 主 各 位

東京都千代田区九段南一丁目4番5号
株式会社ソフトフロントホールディングス
代表取締役社長 二 通 宏 久

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席は控えていただき、書面又はインターネットにより議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2022年6月28日（火曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午後1時00分
 2. 場 所 東京都千代田区九段北一丁目8番10号
ベルサール九段 3階
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第25期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
4. 議決権行使についてのご案内
 - (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。
 - (2) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、2022年6月28日（火曜日）午後5時15分までに行使してください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出させていただきますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「1. 企業集団の現況(5) 主要な事業内容、(6) 主要な事業所、(7) 使用人の状況、(8) 主要な借入先の状況、(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「3. 新株予約権等の状況」、「5. 会計監査人の状況」、「6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.softfront.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト

(<http://www.softfront.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

<決議通知について>

本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の送付に代えて、当社ウェブサイト (<http://www.softfront.co.jp/>) に掲載する方法によりお知らせいたしますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ^{ウェブ行使} <https://www.web54.net>



※バーコード読み取り機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2022年6月28日(火曜日)午後5時15分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2021年4月1日～2022年3月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴う企業活動や個人消費の制限により、厳しい状況が続きました。加えて、新型コロナウイルス感染症の変異株による感染再拡大により、先行きは極めて不透明な状況が続いております。また、本年2月にはロシアによるウクライナ侵攻という地政学的リスクも顕在化し、さらなる資源価格の高騰など、当社を取り巻く環境の不確実性が高まりつつあります。その一方で、ウイズコロナ/ニューノーマルの新しい生活、メタバースやWeb3など新しい経済の仕組みなどが具体的な発展を見せ、またフェイクニュースや偏った報道などに惑わされないSNSなどの主体的な情報発信の意義が高まり、こうしたことを支えるデジタル・コミュニケーション基盤の重要性が高まっています。

このような状況のなか、当社グループのボイスコンピューティングを中心とする主力製品の販売活動に傾注し、認知度を高める活動を推進してきたことにより、問い合わせ件数が増加し、引き合いにおいても増加傾向にあります。提案から顧客との成約に至るまでの過程において時間を要しているものの、顧客ニーズに対応するためにソフトウェアの改良に取り組んでいくことで販路の拡大を図ってまいります。

当社グループは、2021年5月14日に発表をいたしました中期経営計画に基づき、業容の拡大を目指し簡易株式交付により株式会社サイト・パブリスを2021年11月29日付にて子会社化いたしました。

今後、当社グループにおきましては、ボイスコンピューティングに加え、コンテンツマネジメントシステムを提供することで、より一層のデジタル・コミュニケーション基盤の強化を図り、さらに事業展開を進めてまいります。

サイト・パブリスの事業及び製品の特長につきましては、次のとおりでございます。

Web制作に必要な専門的に知識が無くても、Webサイトやコンテンツを構築管理・更新できるシステムであるCMS（コンテンツ・マネージメント・システム）とページ制作・構築・保守などの関連サービスを提供しております。

- ・2003年発売の純国産の商用版CMS
- ・あらゆる業種・業態・会社規模に対応できるラインナップ
- ・自社で開発・保守・サポート

当連結会計年度の事業活動により次の成果が得られております。

<commubo>

- ・会話AIロボットの運用状況を分析し業務改善を実現するcommubo「会話統計機能」を大幅強化
- ・コンタクトセンターを運営するウェルネスコミュニケーションズがAIオペレーター「commubo（コミュボ）」による通販事業者向けサービスを提供開始
- ・WEBマーケティング事業を手掛けるエス・ケイ通信がボイスロボット「commubo（コミュボ）」による顧客向けサポートを開始

<telmee>

- ・クラウド自動電話サービス「telmee（テルミー）」が地方自治体の新型コロナウイルスワクチン接種に関する電話業務で複数導入
- ・テレマーケティングのベルテックが新型コロナウイルスワクチン接種に関する電話予約業務でクラウド自動電話サービス「telmee」を導入
- ・東京都渋谷区が住民向けの災害情報通知でクラウド自動電話サービス「telmee（テルミー）」を導入
- ・社会福祉を専門に手掛けるそーしゃる・おふいすがクラウド自動電話サービス「telmee（テルミー）」を導入
- ・国際資格の専門校アビタスがソフトフロントジャパンのクラウドPBXサービス「telmee（テルミー）PBXプラス」を導入

これらの結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高377,803千円（前連結会計年度比21.8%増）、営業損失17,621千円（前連結会計年度は29,824千円の営業利益）、経常損失34,248千円（前連結会計年度は37,207千円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失29,059千円（前連結会計年度は54,296千円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

当社グループは、事業基盤の拡大を図り今後の経営を安定させるため簡易株式交付によるM&Aを実施したことにより売上高は前年同期と比べ増加しました。経費削減を徹底的に実施したものの株式交付に要した費用が嵩んだこと、貸倒引当金繰入額を営業外費用に計上したこと、あたらしい働き方を意識した本店移転を実施したことにより販売管理費は削減したものの当期においては違約金を特別損失に計上したこと等から、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は53,461千円であり、主なものは次のとおりであります。

・建物（本店移転に伴う主要な設備の新設）	3,000千円
・自社開発ソフトウェア（commubo）	26,395千円
・自社開発ソフトウェア（telmee）	9,415千円
・自社開発ソフトウェア（オウンドメディア）	11,712千円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、次のとおり資金調達を行っております。

・金融機関からの長期借入金	30,000千円
---------------	----------

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2021年11月29日付で株式会社サイト・パブリスを株式交付子会社とする株式交付を行い、同社を子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

項目	第22期 (2019年3月期)	第23期 (2020年3月期)	第24期 (2021年3月期)	第25期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高(千円)	471,455	291,226	310,102	377,803
経常損益(千円)	△302,180	△158,197	37,207	△34,248
親会社株主に 帰属する(千円) 当期純損益	△272,563	△193,147	54,296	△29,059
1株当たり 当期純損益(円)	△11.12	△7.31	1.97	△1.02
総資産(千円)	437,108	340,922	418,145	819,696
純資産(千円)	161,469	143,351	205,183	555,584
1株当たり 純資産(円)	5.90	4.94	7.41	15.75

② 当社の財産及び損益の状況

項目	第22期 (2019年3月期)	第23期 (2020年3月期)	第24期 (2021年3月期)	第25期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高(千円)	73,697	51,929	155,694	162,948
経常損益(千円)	△247,287	△182,359	42,419	9,247
当期純損益(千円)	△284,072	△255,517	62,308	17,011
1株当たり 当期純損益(円)	△11.59	△9.67	2.26	0.59
総資産(千円)	390,658	250,344	328,863	635,942
純資産(千円)	157,754	77,269	147,113	472,164
1株当たり 純資産(円)	5.76	2.54	5.30	15.36

- (注) 1. 経常損益、(親会社株主に帰属する)当期純損益及び1株当たり当期純損益の△印は損失を示しております。
2. 1株当たり当期純損益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
3. 過年度決算に関し会計上の誤謬が判明したため、第22期において当該誤謬の訂正を行っております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度【当事業年度】の期首から適用しており、当連結会計年度【当事業年度】に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ソフトフロントジャパン	90,000千円	100.00%	ソフトウェア業
株式会社ソフトフロントマーケティング	9,900千円	100.00%	媒介販売業
株式会社サイト・パプリス	92,000千円	60.71%	事業Web系製品・サービスの企画・開発および販売 Webサイト構築および活用支援

(注) 1. 当事業年度において、株式会社サイト・パプリスを株式交付子会社とする株式交付を行い、同社を子会社といたしました。

2. 当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、前々連結会計年度まで9期連続の営業損失を計上しており、前連結会計年度において黒字転換を果たしたものの、当連結会計年度においては、営業損失17,621千円、経常損失34,248千円、及び親会社株主に帰属する当期純損失29,059千円を計上しております。財務基盤は未だ盤石とは言えず、当社グループは早期に安定した経営基盤を確立することが最優先課題であると考えております。

このため当社グループは、「中期経営計画」に基づき、以下に示す4つの施策を積極的に推進し、業績拡大を目指してまいります。

① 既存事業の再構築と事業基盤の強化

既存事業のうち、コア事業であるボイスコンピューティング事業とコミュニケーション・プラットフォーム事業に経営資源を投下し、事業を拡大してまいります。

具体的には、様々なシステム環境に電話の機能を安価にかつスピーディに組み込んでサービス提供することを可能とするクラウドサービス「telmee（テルミー）」の需要が自治体や各種事業者で顕在化しており、サービスの拡販に力を入れてまいります。また、今後の急成長分野として期待するボイスコンピューティング分野において事業展開する、自然会話AIプラットフォーム「commubo（コミュボ）」の提供により、コールセンター業務への対応、電話による営業アポイントメントの獲得、企業の代表電話の受付、通販・テレビショッピングの注文受付など様々な利用シーンへの展開が期待され、同様にサービスの拡販に力を入れてまいります。

専門知識がなくてもWebサイトやコンテンツを構築管理・更新できるソフトウェアとページ制作・構築・保守などの関連サービスを提供するサイト・パブリスにおいて、さらにこれからの時代に即したソフトウェア開発を行い、企業と、お客様、従業員、パートナーなどあらゆるステークホルダーをつなぐコミュニケーション基盤としてさらなる拡販を図るとともに、ボイスコンピューティング事業とのシナジーを創出することに力を入れてまいります。

②財務基盤の充実と戦略的な投資計画の実行

当社グループは、不採算事業の見直し、徹底した経費削減等への取組みなど、一連の経営再建活動により業績の回復を進めてまいりましたが、さらに、グループ全体の効率化や合理化をさらに進めてまいります。また、開発投資やM&A投資など戦略的な投資を実行するための資金が必要になった場合は、柔軟な資金調達を進めてまいります。

③資本業務提携、M&Aによる業容の拡大

当社は、株式会社デジタルフォルンとの資本業務提携などにより、手元資金の確保のため資金調達を行ってまいりました。さらに、調達した資金を用いて人材の確保、事業の拡大のための投資を進め、当社コミュニケーション・プラットフォーム事業分野の隣接エリアにおいて積極的にM&Aによる業容の拡大を進めます。

④株主還元策の充実

株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と位置づけ、株主の皆様との対話方法や関係性構築のありかたを含めて総合的な検討を行ったうえ、剰余金の配当や株主優待等の早期実現を含めた株主還元策の拡充を目指します。

2. 株式の状況(2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 89,000,000株

(2) 発行済株式の総数 30,673,299株

(注) 発行済株式総数は、株式交付により3,111,510株増加しております。

(3) 株主数 7,886名

(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社デジタルフォロン	4,540,110株	14.80%
株式会社オセアグループ	1,270,000	4.14
株式会社ジェクシード	700,000	2.28
株式会社SBI証券	530,100	1.72
楽天証券株式会社	485,000	1.58
中野孝一	377,800	1.23
長屋正宏	376,000	1.22
畠山敬一郎	297,000	0.96
GMOクリック証券株式会社	285,100	0.92
瀧澤浩二	275,700	0.89

(注) 1. 持株比率は自己株式(97株)を控除して計算しております。

2. 持株比率は小数第二位未満を切捨てて表示しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2022年 3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	二 通 宏 久	株式会社ソフトフロントジャパン取締役 株式会社サイト・パブリス代表取締役 株式会社ソフトフロントマーケティング代表取締役
取 締 役	野 田 亨	株式会社ソフトフロントジャパン取締役
取 締 役	佐 藤 和 紀	研究開発担当 株式会社ソフトフロントジャパン取締役
取 締 役	蕭 敬 如	株式会社デジタルフォロン代表取締役会長 株式会社オセア T G B 代表取締役 株式会社オセアグループ代表取締役
取 締 役 (監査等委員)	殿 木 和 彦	株式会社アクセシブル代表取締役 株式会社リバスタ社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	樋 口 收	敬和総合法律事務所パートナー エルナー株式会社社外取締役 株式会社bitFlyer holdings社外取締役 (監査等委員)
取 締 役 (監査等委員)	川 崎 晴 一 郎	KMS 経営会 計 事 務 所 代 表 株式会社エイゾン・パートナーズ代表取締役 株式会社Buysell Technologies社外監査役

- (注) 1. 蕭敬如氏、殿木和彦氏、樋口收氏及び川崎晴一郎氏は、社外取締役であります。
2. 殿木和彦氏及び川崎晴一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

・新任

地位	氏名	就任年月日
代表取締役	二 通 宏 久	2021年 6月29日

- ・2021年6月29日付で、野田亨氏は代表取締役から取締役となりました。
4. 当社は、樋口收氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 責任限定契約に関する事項

当社と各社外取締役との間では、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任

限度額は、同法第425条第1項各号に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 補償契約及び役員賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を締結しております。なお、当該契約は当社を被保険者とする部分を含み、当該部分は当社と取締役との間における会社法第430条の2第1項に規定する補償契約の締結に該当します。

① 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。

② 保険料

保険料は全額会社負担としております。

(4) 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を 除く) (うち社外取締役)	31,200 (-)	31,200 (-)	-	-	3 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	7,200 (7,200)	7,200 (7,200)	-	-	3 (3)
合計 (うち社外役員)	38,400 (7,200)	38,400 (7,200)	-	-	6 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2019年12月20日開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時の取締役の員数は4名(監査等委員を除く。)です。
3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2019年12月20日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は3名です

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を取締役会において決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」及び業績連動報酬としての「役員賞与」により構成し、監督機能を担う監査等委員および社外取締役については、その職務に鑑み、「基本報酬」を支払うこととする。

b. 基本報酬の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社の業績などを考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いを勘案して算出された額を賞与として年一回、一定の時期に支給することがある。目標となる業績指標は、中期経営計画と整合するよう設定し、適宜、状況に応じて見直しを行うものとする。

d. 金銭報酬と業績連動報酬の割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬割合については、取締役会（e.の委任を受けた代表取締役社長）は監査等委員会の助言を尊重し、株主総会で決議された限度額の範囲内で、取締役の個人別の報酬等の内容については、代表取締役社長に一任することとする。

e. 報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監査等委員会に助言を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該助言の内容に従って決定をしなければならないこととする。

f. 取締役の報酬等の内容の決定を代表取締役社長に委任した理由

代表取締役社長に個人別の報酬等の具体的内容について委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したため。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・ 取締役蕭敬如氏は株式会社デジタルフォルン、株式会社オセアTGB及び株式会社オセアグループの代表取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社オセアTGBとの間には特別の関係はありませんが、株式会社デジタルフォルン及び株式会社オセアグループとの間には資本業務提携があり、ソフトウェア開発委託及びソフトウェア関連サービス提供の取引関係があります。
 - ・ 取締役（監査等委員）殿木和彦氏は株式会社アクセシブルの代表取締役及び株式会社リバスタの社外監査役を兼務しております。なお、当社と株式会社アクセシブル及び株式会社リバスタの間には特別の関係はあ

りません。

- ・取締役（監査等委員）川崎晴一郎氏はKMS経営会計事務所代表及び株式会社エイゾン・パートナーズの代表取締役を兼任しております。なお、当社とKMS経営会計事務所との間には特別の関係はありませんが、株式会社エイゾン・パートナーズとの間には、会計コンサルティング業務委託の取引関係があります。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役（監査等委員）樋口収氏はエルナー株式会社の社外取締役及び株式会社bitFlyer holdingsの社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社とエルナー株式会社及び株式会社bitFlyer holdingsとの間に特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）川崎晴一郎氏は株式会社Buysell Technologiesの社外監査役を兼務しております。なお、当社と株式会社Buysell Technologiesとの間に特別の関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

		活 動 状 況
社外取締役	蕭 敬 如	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督及び経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取締役 監査等委員	殿 木 和 彦	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査等委員会12回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っており、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
取締役 監査等委員	樋 口 收	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査等委員会12回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的知見と企業法務に関する豊富な経験に基づき、特に当社のコンプライアンスや取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。
取締役 監査等委員	川 崎 晴一郎	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査等委員会12回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての財務・会計に関する専門的知見に基づき、会計処理の適正性及び内部統制システムについて適宜、発言・提言を行っており、会計監査人以外の監査法人出身者として、独立した立場から実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第28条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	427,619	流 動 負 債	87,487
現金及び預金	292,517	営業未払金	13,428
売掛金	109,544	1年内返済予定の 長期借入金	12,108
契約資産	10,791	未払法人税等	862
未収消費税等	951	前受金	27,050
前払費用	8,456	未払金	23,863
その他	5,749	未払費用	4,952
貸倒引当金	△392	受注損失引当金	1,564
固 定 資 産	392,077	その他の引当金	21
有 形 固 定 資 産	6,896	その他	3,636
建物及び構築物	4,912	固 定 負 債	176,624
工具、器具及び備品	1,984	長期借入金	20,383
無 形 固 定 資 産	326,332	債務保証損失引当金	156,241
のれん	209,663	負 債 合 計	264,111
ソフトウェア	59,321	純 資 産 の 部	
ソフトウェア仮勘定	56,926	株 主 資 本	483,122
その他	420	資本金	10,000
投資その他の資産	58,847	資本剰余金	381,864
投資有価証券	41,568	利益剰余金	91,322
長期貸付金	4,733	自己株式	△64
繰延税金資産	18,915	新 株 予 約 権	1,042
敷金及び保証金	11,780	非支配株主持分	71,420
長期未収入金	16,200	純 資 産 合 計	555,584
その他	3,314	負 債 純 資 産 合 計	819,696
貸倒引当金	△37,665		
資 産 合 計	819,696		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自 2021年4月1日）
（至 2022年3月31日）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		377,803
売 上 原 価		171,954
売 上 総 利 益		205,848
販売費及び一般管理費		223,469
営 業 損 失		17,621
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,295	
そ の 他	7	1,303
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	124	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	17,805	
そ の 他	0	17,930
経 常 損 失		34,248
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	10,000	10,000
特 別 損 失		
移 転 関 連 費 用	3,495	3,495
税金等調整前当期純損失		27,743
法人税、住民税及び事業税	952	
法 人 税 等 調 整 額	△487	465
当 期 純 損 失		28,208
非支配株主に帰属する当期純利益		850
親会社株主に帰属する当期純損失		29,059

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	196,077	流 動 負 債	7,537
現金及び預金	169,113	未払金	3,512
売掛金	14,795	未払費用	1,682
前払費用	1,281	未払法人税等	290
その他	10,886	預り金	1,675
固 定 資 産	439,865	その他	377
有形固定資産	4,249	固 定 負 債	156,241
建物	2,966	債務保証損失引当金	156,241
工具、器具及び備品	1,283	負 債 合 計	163,778
無形固定資産	48,302	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	38,644	株 主 資 本	471,122
ソフトウェア仮勘定	9,657	資 本 金	10,000
投資その他の資産	387,313	資 本 剰 余 金	381,866
投資有価証券	41,568	資 本 準 備 金	308,039
関係会社株式	352,696	その他資本剰余金	73,827
長期貸付金	4,733	利 益 剰 余 金	79,319
関係会社長期貸付金	7,900	その他利益剰余金	79,319
敷金及び保証金	9,230	繰越利益剰余金	79,319
長期未収入金	16,200	自 己 株 式	△64
その他	50	新 株 予 約 権	1,042
貸倒引当金	△45,065	純 資 産 合 計	472,164
資 産 合 計	635,942	負 債 純 資 産 合 計	635,942

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自 2021年4月1日）
（至 2022年3月31日）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		162,948
売 上 原 価		16,727
売 上 総 利 益		146,220
販売費及び一般管理費		120,583
営 業 利 益		25,636
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,411	
そ の 他	4	1,415
営 業 外 費 用		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	17,805	17,805
経 常 利 益		9,247
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	10,000	
子 会 社 清 算 益	1,549	11,549
特 別 損 失		
移 転 関 連 費 用	3,495	3,495
税 引 前 当 期 純 利 益		17,301
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		290
当 期 純 利 益		17,011

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社ソフトフロントホールディングス
取締役会 御中

そうせい監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 高 宏 和
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 久 保 田 寛 志
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソフトフロントホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソフトフロントホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前々連結会計年度まで9期連続の営業損失を計上していたが、前連結会計年度において黒字転換を果たしたものの、当連結会計年度においては、営業損失17,621千円、経常損失34,248千円及び親会社株主に帰属する当期純損失29,059千円を計上している。財務基盤は未だ盤石とは言えず、不測の事態が発生すれば、手元流動性の確保に支障が生じる可能性もあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社ソフトフロントホールディングス
取締役会 御中

そうせい監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 高 宏 和
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 久 保 田 寛 志
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソフトフロントホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前々事業年度まで9期連続の営業損失を計上していたが、前事業年度において黒字転換し、当事業年度において、営業利益25,636千円、経常利益9,247千円、当期純利益17,011千円を計上している。しかしながら、会社グループ全体として財務基盤は未だ盤石とは言えず、不測の事態が発生すれば、手元流動性の確保に支障が生じる可能性もあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検査する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人そうせい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人そうせい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社ソフトフロントホールディングス 監査等委員会

監査等委員 殿 木 和 彦 ㊟

監査等委員 樋 口 收 ㊟

監査等委員 川 崎 晴 一 郎 ㊟

(注) 監査等委員殿木和彦、樋口收及び川崎晴一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子的提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則第2条は期日経過後に削除するものといたします

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<u>（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	（削除）

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制強化のため取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	に ふう ひろ ひき 二 通 宏 久 (1969年1月20日生)	1992年4月 丸紅株式会社入社 2004年5月 IBMビジネスコンサルティングサー ビス株式会社入社 2008年1月 日本アイ・ピー・エム株式会社入社 2012年8月 ベライゾンジャパン合同会社入社 2016年8月 デル・テクノロジーズ株式会社入社 同社CTO室事業開発エグゼクティブ 2020年10月 株式会社サイトパブリス執行役員COO 2021年4月 大洋グローバルビジネス株式会社（現 株式会社オセアTGB）入社（現職） 2021年4月 株式会社ソフトフロントマーケティング 取締役（現任） 2021年6月 当社代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ソフトフロントジャパン取締役 株式会社サイト・パブリス代表取締役 株式会社ソフトフロントマーケティング取締役	— 株
2	さ とう かず のり 佐 藤 和 紀 (1971年11月11日生)	1990年4月 松下電送株式会社(現パナソニック株式会社)入社 1994年7月 システムセンス株式会社入社 2000年6月 株式会社ソフトフロント（現当社）入社 2005年4月 当社執行役員SPP事業本部副本部長 2005年6月 当社取締役SPP事業本部長 2007年3月 当社取締役研究開発担当（現任） 2016年8月 株式会社ソフトフロントR&D代表取締役社長 2017年2月 株式会社グッドスタイルカンパニー取締役 2017年4月 株式会社ソフトフロントR&D取締役 2017年12月 株式会社ソフトフロントマーケティング取締役 2019年12月 株式会社ソフトフロントジャパン取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ソフトフロントジャパン取締役	8,371株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	しよく けい じょ 蕭 敬 如 (1961年9月3日生)	1982年4月 株式会社大洋システムテクノロジー(現株式会社デジタルフォロン)入社 1987年8月 同社常務取締役 1999年8月 同社取締役副社長 2001年8月 同社代表取締役社長 2009年8月 同社代表取締役会長(現任) 2010年5月 株式会社大洋グローバルビジネス(現株式会社オセアTGB)代表取締役(現任) 2016年10月 株式会社オセアグループ代表取締役(現任) 2019年12月 TOKI Aviation Capital株式会社取締役(現任) 2020年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社デジタルフォロン代表取締役会長 株式会社オセアTGB代表取締役 株式会社オセアグループ代表取締役	一 株
4	※ はら ぐち ふみ や 原 口 史 也 (1988年11月6日生)	2011年4月 株式会社フォーバル入社 2013年2月 株式会社 S.O.W(現株式会社 S.O.W.ホールディングス)入社 2015年2月 株式会社ガイア(現株式会社ガイアメディケア) 転籍 2017年7月 株式会社大洋システムテクノロジー(現株式会社デジタルフォロン)入社 同社執行役員 2019年9月 株式会社大洋クラウドサービス(現株式会社デジタルフォロン)取締役 2019年12月 TOKI Aviation Capital 株式会社事業推進室室長(現任) 2020年7月 株式会社デジタルフォロン 経営企画執行役員(現任) 2021年5月 株式会社オセアTGB取締役 2021年11月 株式会社サイト・パプリス取締役(現任) 2022年4月 株式会社オセアTGB常務取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社サイト・パプリス取締役	一 株

- (注) 1. ※の候補者は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 3. 蕭敬如氏及び原口史也氏は社外取締役候補者であります。
 4. 蕭敬如氏は、経営に関する高い見識と幅広い経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての責務を果たして頂くことを期待して選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 5. 当社は蕭敬如氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 6. 原口史也氏は、投資先企業の事業運営、新規事業の構築及び経営企画業務に高い見識と経験が豊富であることから、今後の当社における事業基盤の構築に反映をしていただくため、社外取締役としてその責務を果たして頂くことを期待して選任をお願いするものであります。
 7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年9月に更新する予定です。なお、当該契約は当社を被保険者とする部分を含み、当該部分は当社と取締役との間における会社法第430条の2第1項規定する補償契約の締結に該当し、当該保険契約とともに更新する予定です。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。

①填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。

②保険料

保険料は全額会社負担としております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は填補されません

以 上

株主総会会場ご案内図

(会 場) 東京都千代田区九段北一丁目 8 番10号
ベルサール九段 3階



- (交 通) 東京メトロ東西線「九段下駅」7番出口より徒歩3分
東京メトロ半蔵門「九段下駅」5番出口より徒歩3分
都営地下鉄新宿線「九段下駅」5番出口より徒歩3分

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。